

# 大槌町津波避難計画（案）

## 【全町版】

平成 28 年 3 月

令和 5 年 6 月 改定

大槌町



## <目 次>

第1章 大槌町津波避難計画の目的	1
1. 背景	1
2. 目的	1
3. 計画の位置付け	1
4. 記述・適用範囲	3
5. 計画の見直し	3
第2章 津波浸水想定	4
1. 津波浸水シミュレーションの前提条件	4
2. 津波浸水想定図及び到達予測時間	4
第3章 津波避難計画	7
1. 避難対象地域	7
2. 避難場所等	7
3. 津波避難困難地域	9
4. 避難路・避難経路	10
第4章 避難方法	12
1. 避難方法の原則	12
2. 本町において徹底すべき避難方法に対する考え方	13
第5章 動員計画	15
1. 配備基準	15
2. 職員の動員	16
第6章 津波情報等収集・伝達	19
1. 津波情報の収集	19
2. 津波警報等の伝達体制	22
第7章 避難指示の発令	23
1. 実施責任者	23
2. 発令基準	23
第8章 平時の津波防災教育・啓発	24
1. 津波防災啓発の手段	24
2. 津波防災啓発の内容	24
3. 津波防災啓発の場等	25
第9章 避難訓練	26
1. 避難訓練の実施体制・参加者	26
2. 訓練の内容等	26
第10章 要配慮者の避難支援	28
1. 情報を入手するための支援	28

2.	避難行動をとるための支援	28
3.	地理情報を入手するための支援	28
4.	施設管理者等の避難対策	29
5.	避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定	29
第 11 章	その他の留意点	30
1.	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	30
2.	事業者の避難対策	31
3.	地域における津波避難対策	31
4.	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたときの対応	32

## 第1章 大槌町津波避難計画の目的

### 1. 背景

大槌町では、東日本大震災津波を受け、平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」などにに基づき、東日本大震災津波を最大クラスの津波として、地震・津波対策を実施してきた。

しかしながら、令和4年3月に、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波も対象とした想定津波浸水想定が岩手県から公表になり、同年9月には、岩手県地震・津波被害想定調査が公表された。これらによれば、大槌町では最大震度6強の揺れに見舞われ、東日本大震災津波よりも広い範囲が浸水する結果となっている。このため、当町における津波避難対策について見直しを行うものである。

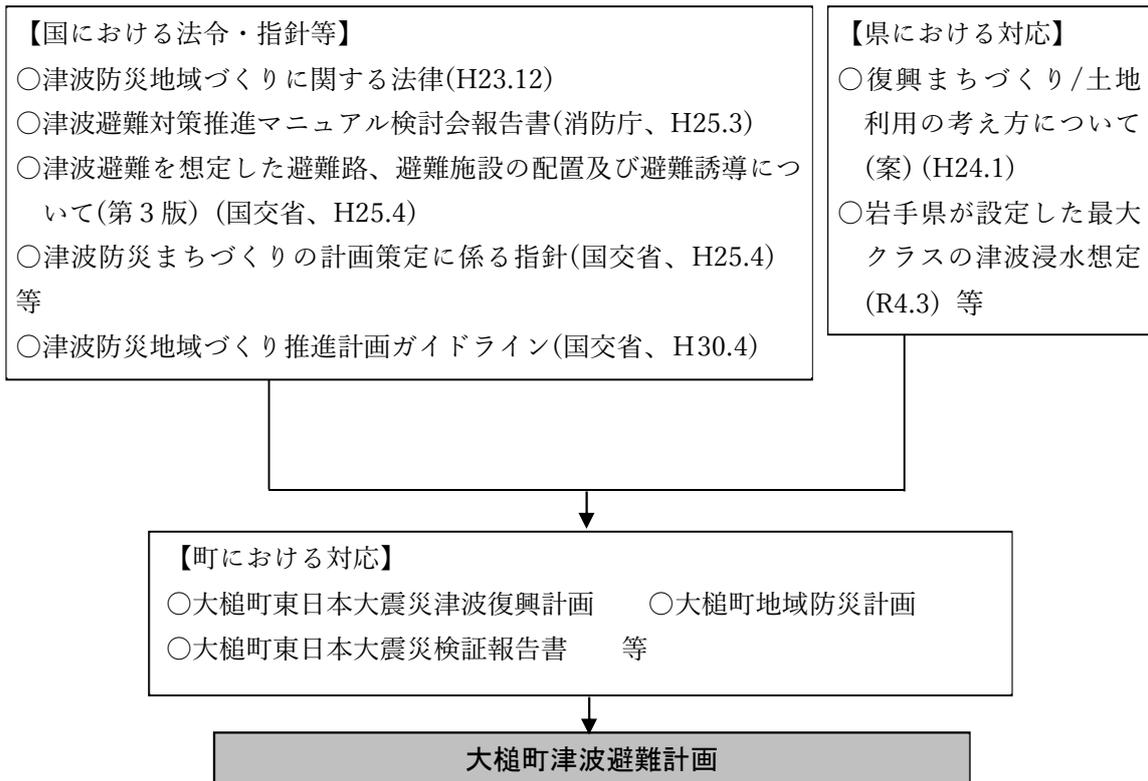
### 2. 目的

この計画は、最大クラスの津波災害の場合にも円滑な避難が行えるよう、津波からの避難方法や避難情報の伝達方法、平時からの津波防災への取組方法等について定めるものである。

また、この計画は、国、県の指針及び大槌町地域防災計画に基づき定めるもので、町における津波避難の課題を踏まえ、“町域全体の津波避難のあり方を示す”「全町版」と、“各地区の特性に応じ地域住民と協働で作成する”「マップ形式の地区別津波避難計画」(以下、地区別津波避難計画という。)の2種類からなる。

### 3. 計画の位置付け

津波避難計画は、東北地方太平洋沖地震発生以降の津波避難に関わる法令、国、県の示す指針等、大槌町における東日本大震災津波復興計画や地域防災計画等に基づくとともに、大槌町東日本大震災検証報告書、その他、本町に関わる津波避難関係調査検討結果を参考に作成した。

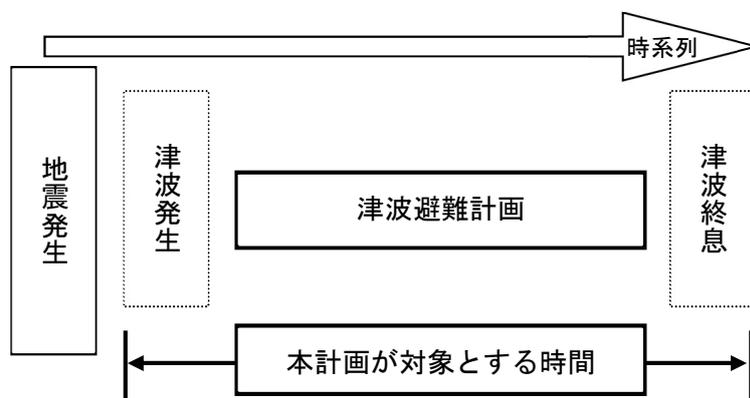


#### 4. 記述・適用範囲

##### (1)計画の対象とする時間

津波避難計画は、地震津波の発生から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。

従って、山・崖崩れ、地震や津波による延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、別途、地域防災計画等において必要となる事項を定める。



##### (2)適用範囲

避難対象地域における、全ての居住者、事業者、就学者、観光客、通過者（以下、「避難者」という。）の避難に適用する。

#### 5. 計画の見直し

「全町版」及び「地区別津波避難計画」は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施、また社会条件の変化、津波浸水想定の変更等に応じて、適宜見直しを図る。地区別津波避難計画については地域毎の避難場所、避難経路等を津波避難マップとしてとりまとめるため、自主防災組織等での防災勉強会や訓練を行った場合には、それらの結果に基づき、住民自らも津波避難マップの更新とその周知に努める。

## 第2章 津波浸水想定

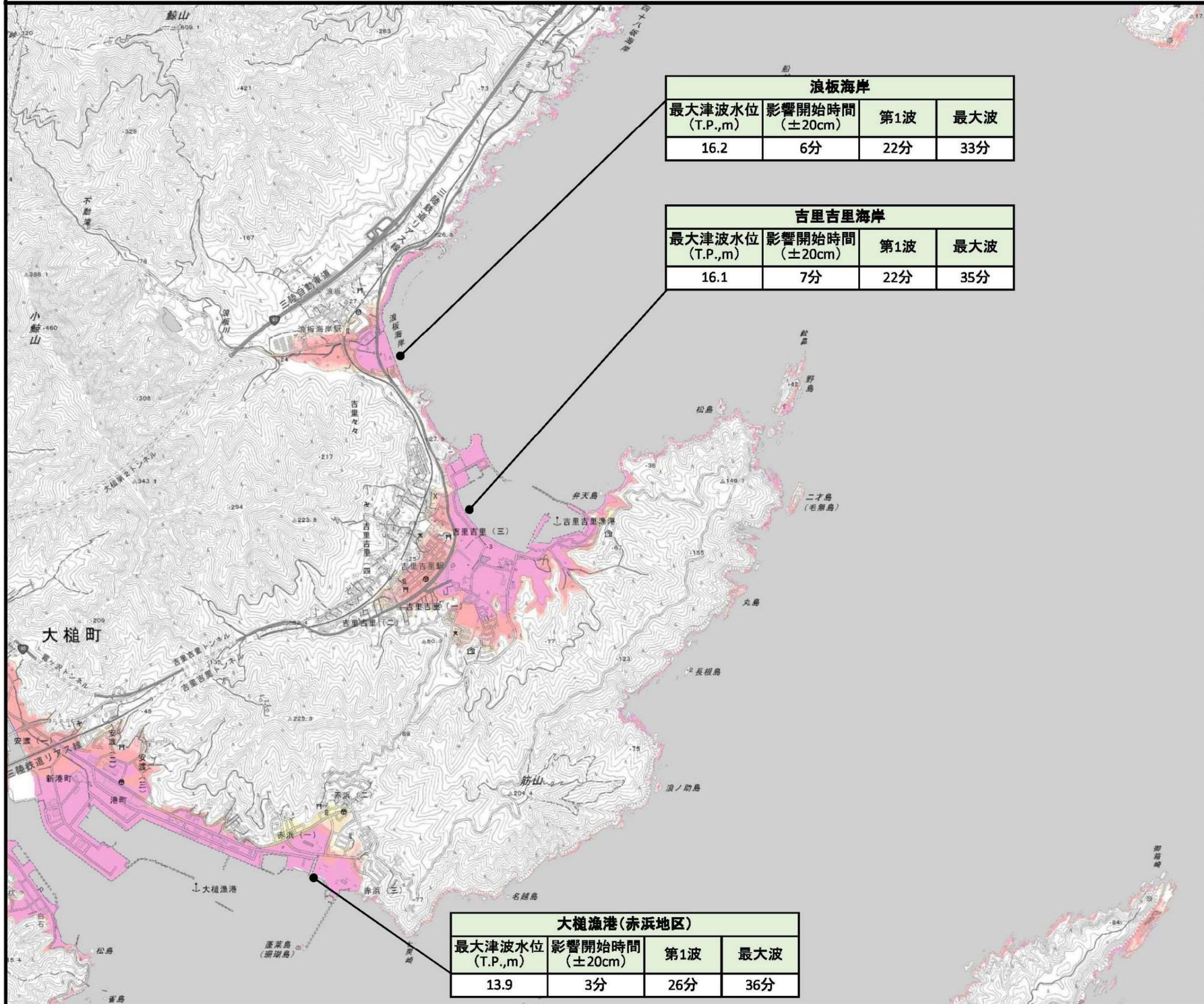
### 1. 津波浸水シミュレーションの前提条件

津波避難計画の対象とする津波は、令和4年3月に岩手県が公表した最大クラスの津波とする。津波浸水シミュレーションの条件は、下記のとおり。

断層モデル	a. 日本海溝(三陸・日高沖)モデル (2020 内閣府モデル) b. 千島海溝(十勝・根室沖)モデル (2020 内閣府モデル) c. 東北地方太平洋沖地震 (2012 中央防災会議モデル) d. 明治三陸地震 (2004 中央防災会議モデル) e. 昭和三陸 (1977 相田モデル) の5種類のうち、最大クラスの津波となる断層モデルを採用(結果的に大槌湾・船越湾の場合、東北地方太平洋沖地震が最大となった。)
マグニチュード	a. 9.1 b. 9.3 c. 8.9 d. 8.6 e. 8.3
地形データ	令和2年度末時点での現地条件
計算メッシュ	最小5mメッシュ
各種構造物の地震による沈下条件	耐震評価結果がある場合：結果を反映 耐震評価結果がない場合： 盛土構造の堤防・防潮堤等は、地震前の高さの25%まで沈下 コンクリート構造の擁壁、防波堤、水門等は、構造物がない状態
各種構造物の津波の越流に対する状況	津波が越流し始めた時点で破壊し、破壊の後の形状は、構造物がない状態
潮位	朔望平均満潮位 (船越湾：T.P.+0.64m、大槌湾：T.P.+0.69m)

### 2. 津波浸水想定図及び到達予想時間

津波浸水想定図及び到達予想時間を次ページ以降に示す。



浪板海岸			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
16.2	6分	22分	33分

吉里吉里海岸			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
16.1	7分	22分	35分

大槌漁港(赤浜地区)			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
13.9	3分	26分	36分

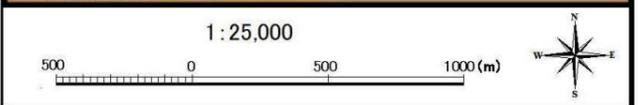
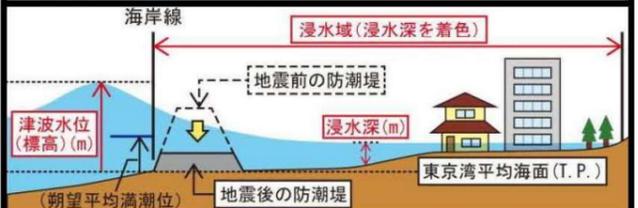
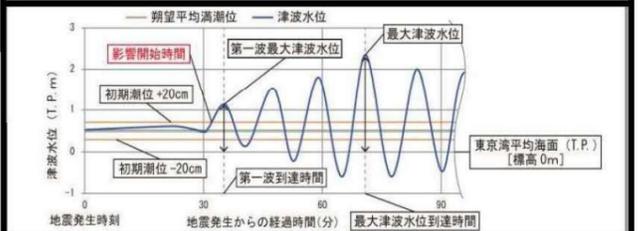
最大浸水深

- 20.0m以上
- 10.0m以上 20.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 3.0m以上 5.0m未満
- 1.0m以上 3.0m未満
- 0.5m以上 1.0m未満
- 0.3m以上 0.5m未満
- 0.01m以上 0.3m未満

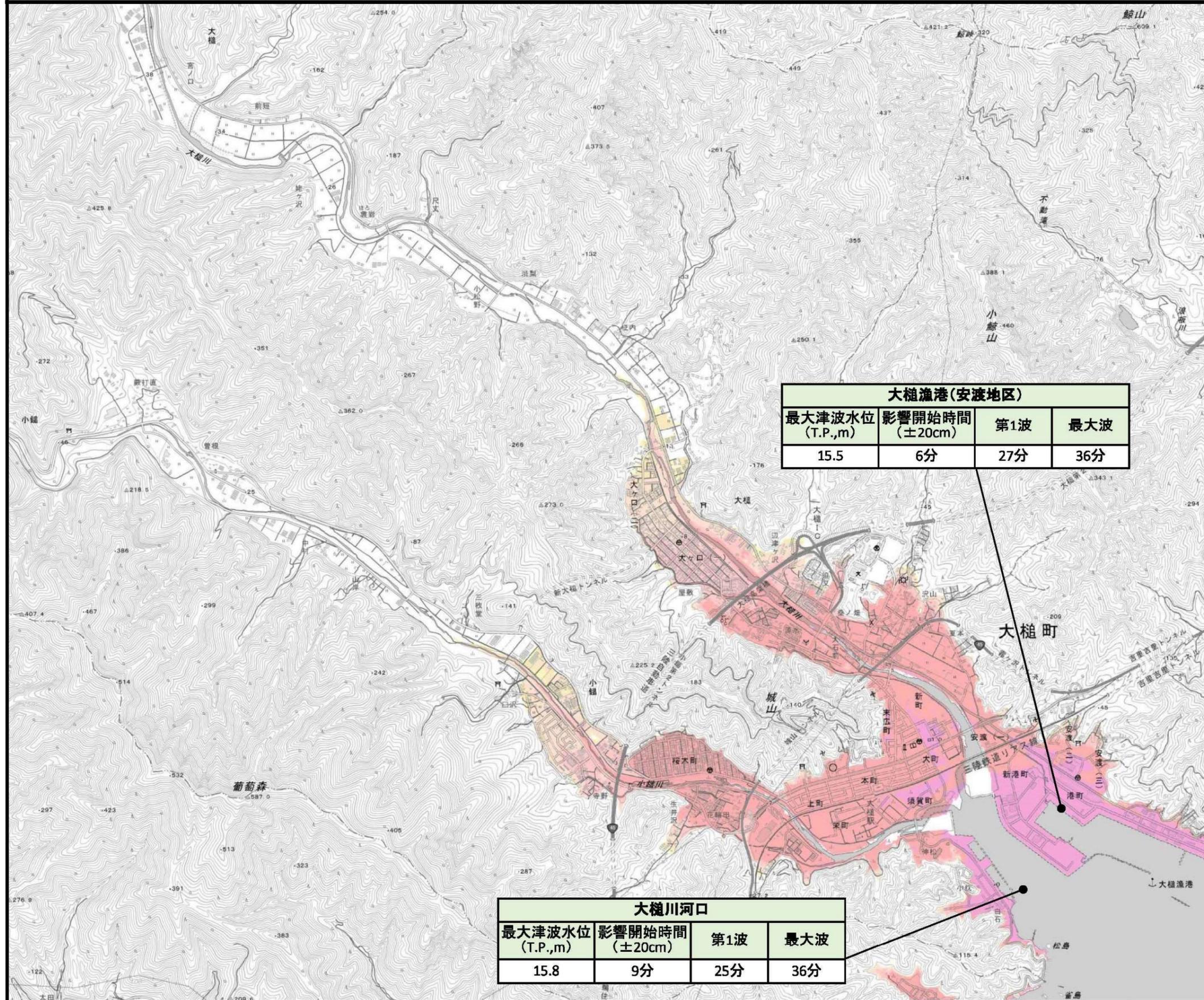


- ◆「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- ◆「津波浸水想定」は、**最大クラスの津波が悪条件下\***において発生した場合に想定される**浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)**を表したものです。
- ◆**最大クラスの津波は**、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、「**発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす津波**」であり、**数百年から千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。**
- ◆「津波浸水想定」の**浸水域や浸水深は**、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、**津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。**
- ◆**浸水域や浸水深は**、津波の第一波ではなく、**第二波以降に最大となる場所もあります。**
- ◆**浸水域や浸水深は**、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、**浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。**
- ◆「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- ◆今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

※悪条件については、「解説書」に詳細を示しています。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。  
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHf494, 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)



**最大浸水深**

- 20.0m以上
- 10.0m以上 20.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 3.0m以上 5.0m未満
- 1.0m以上 3.0m未満
- 0.5m以上 1.0m未満
- 0.3m以上 0.5m未満
- 0.01m以上 0.3m未満

◆「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条 第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

◆「津波浸水想定」は、**最大クラスの津波が悪条件下\***において発生した場合に想定される**浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）**を表したものです。

◆**最大クラスの津波は**、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、「発生頻度は極めて低いものの、**甚大な被害をもたらす津波**」であり、数百年から千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、**これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。**

◆「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、**津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。**

◆浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、**第二波以降に最大となる場所もあります。**

◆浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、**浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。**

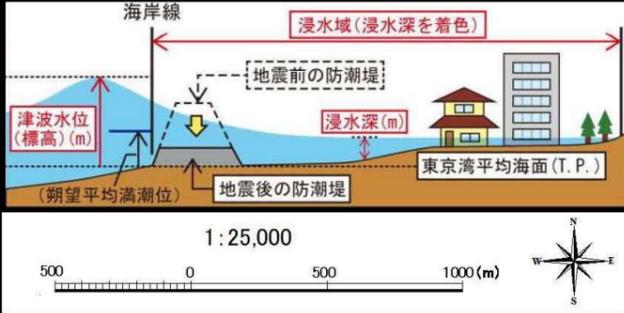
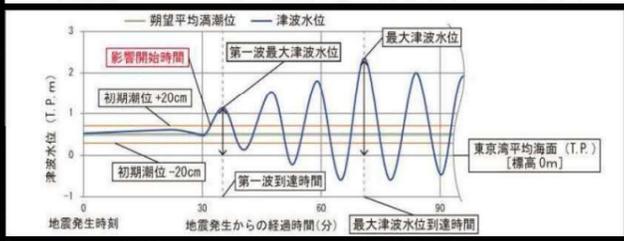
◆「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

◆今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性が**あります。**

※悪条件については、「解説書」に詳細を示しています。

大槌漁港(安渡地区)			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
15.5	6分	27分	36分

大槌川河口			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
15.8	9分	25分	36分



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。  
 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHF494, 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

## 第3章 津波避難計画

### 1. 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいい、津波浸水想定区域を考慮して指定する。その際、大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）それぞれの予想津波高に応じて津波浸水想定区域は異なるため、津波警報等の種類ごとに避難対象地域を指定する。

#### (1)津波注意報の発表時

漁業・海岸の港湾施設等従事者、海水浴客等を念頭にした、防潮堤外の地域を避難対象地域に指定する。

#### (2)津波警報・大津波警報の発表時

最大クラスの津波浸水想定区域を下記のとおり指定する。

また、想定される浸水エリアを避難対象地域と考え、浸水エリア+ $\alpha$ として、浸水エリア端で浸水が想定されていない地域は自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて避難対象地域として設定した。

避難対象地域の行政区
白沢、桜木町、花輪田、上町、本町、大町、末広町、新町、須賀町、栄町、小枕、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、港町、新港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、赤浜三丁目、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、浪板、沢山、迫又、源水、大ケロ一丁目、大ケロ二丁目、柁内

### 2. 避難場所等

#### (1)指定避難所

指定避難所は、立ち退き避難をして、災害の危険性がなくなるまでの間、生活をす  
る場所である。町は、津波警報等が発表された場合に、指定した避難所を開設する。  
指定避難所の一覧は、別紙1のとおりである。

#### (2)指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために一時的に避難をする場所であ  
る。指定緊急避難場所の一覧は、別紙2のとおりである。なお、指定緊急避難場所  
には、津波避難ビルも指定をしており、津波避難ビルの指定に関しては、

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項

- ・ 「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」(平成 23 年国土交通省令第 99 号) 第 31 条
  - ・ 「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」(平成 23 年内閣府令・国土交通省令第 8 号) 第 1 条
  - ・ 「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(平成 23 年国土交通省告示第 1318 号) 第一及び第二
  - ・ 「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」(国土技術政策総合研究所資料、第 673 号、平成 24 年 3 月)
  - ・ 「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(技術的助言)」(平成 29 年 7 月 5 日、内閣府)
  - ・ 「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について」(令和 3 年 3 月 30 日、国土交通省事務連絡)
- を参照し、津波外力に対して安全な構造であることを計算により確認する。

### (3)避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

### 3. 津波避難困難地域

#### (1) 避難可能距離の設定

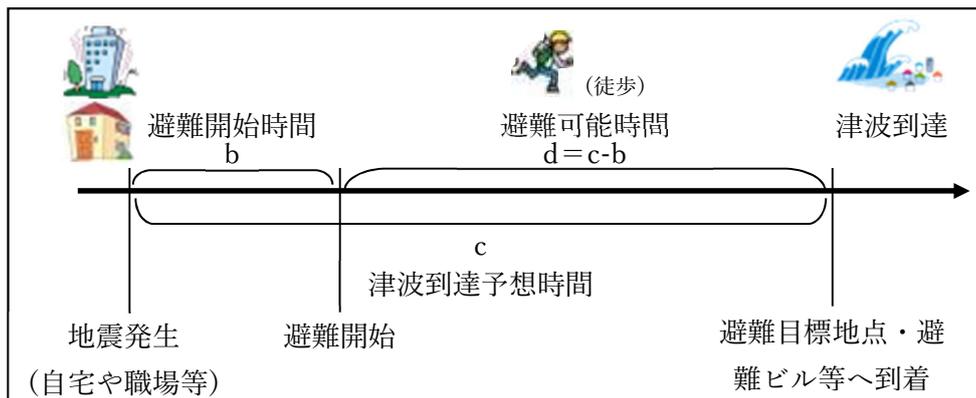
##### 【岩手県による津波避難計画の前提となる検討条件の設定指針】

●出典：H24.1.23岩手県県土整備部都市計画課 復興まちづくり/土地利用の考え方について(案)

- a) 発生時間帯…冬期で積雪・降雪のある深夜
- b) 避難開始時間…5分（避難のため準備に要する時間5分）
- c) 津波到達予想時間…20分（津波到達予想時間：大槌川河口25分、大槌漁港27分、吉里吉里海岸22分、浪板海岸22分）
- d) 避難可能時間…15分（津波到達予想時間－避難開始時間）
- e) 歩行速度…0.5m/秒（高齢者1.3m/秒、車いす障がい者0.91m/秒※→夜間、積雪を考慮）
- f) 避難高低差…12m（4階建屋上程度、高台公園等）
- g) 昇降速度…0.1m/秒（高齢者の階段昇降速度0.21m/秒→夜間、積雪を考慮）
- h) 避難可能距離…〔15分－(12m÷0.1m/秒＝2分)〕×0.5m/秒＝390m≒300m
- i) 避難可能円半径(誘致距離)…300m



出典)岩手県第8回津波防災技術専門委員会(H24.123)資料-7より



避難計画の前提となる避難イメージ

【参考】 国の避難計画の前提となる検討条件の設定指針

●出典：H25.3 消防庁国民保護・防災部防災課 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書

h) 避難可能距離…避難速度×避難可能時間=500m（最大500m）

避難速度：1.0m/秒

避難可能時間：15分

（例：津波到達予想時間（20分想定宮城県沖地震）－避難開始時間（5分））

i) 避難可能円半径(誘致距離)…500m

以上により、避難可能距離を 300m とし、津波の侵入方向や地形を考慮して避難目標地点を中心とした 300m の半円内を避難可能範囲とした。

(2)特定避難困難地域の設定

津波到達予想時間までに、避難対象地域外、又は避難対象地域内にある津波避難ビル等に避難することが困難な地域をいう。当町における特定避難困難地域は、下記のとおりである。詳細は地区別津波避難計画に示す。

避難困難地域
沢山の一部、港町、新港町

4. 避難路・避難経路

(1)避難路

避難路は町が指定する避難する場合の道路で、指定緊急避難場所の位置が分かるような案内・避難誘導板などの避難誘導サインの整備等の目標物の整備により、指定避難所・指定緊急避難場所の周知を図る。

(2)避難経路

避難経路は、自主防災組織、住民等が設定する避難する場合の経路で、地域で避難訓練を実施した後に見回りや点検を実施し、地域住民が協力して除草や歩行の障害となる草木等を除去するなど、地域内での維持管理に努めるものとする。

## 【参考】住民による避難経路の簡易整備・維持管理の事例

### ■和歌山市深山(みやま)地区の事例(和歌山県)

和歌山市では自主防災組織が実施する避難経路整備の補助事業を実施しており、同事業による100万円の補助を受け、深山地区の自主防災組織が20mほどの避難経路として整備したもの。

深山地区では南海トラフ地震津波で浸水が予想され、地域内で避難方法を検討する中で避難経路の整備を行った。



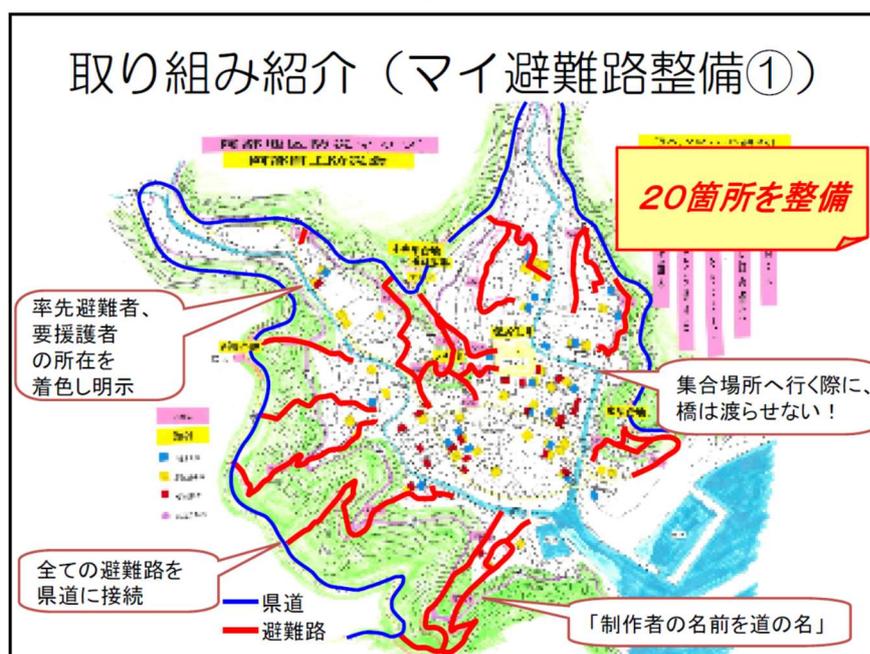
### ■福知山市堺地区の事例(京都府)

堺地区は、平成16年台風23号の際に由良川の氾濫で集落内の低地部を走る避難路が冠水して避難できなかった教訓を踏まえ、地域住民が高台の避難所へ通じる山道の雑木をチェーンソーや鎌で伐採し、延長710m、幅3mの簡易な避難経路として整備した。



### ■美波町(みなみちょう)阿部地区の事例(徳島県)

阿部地区は、人口の半数が65歳以上の高齢者で全世帯の3割が独居世帯の海に面した集落で周囲を山に囲まれている。南海トラフ地震では20mの津波が予想されるため、集落内の20箇所について「マイ避難路」(整備した人の名前を付けることから「マイ避難路」としている。)として地域住民が簡易な経路を整備した。経路は、すべて高台の県道に通じるものとして整備した。整備後は、「防災ハイキング」と称して、避難路体験訓練とそれに併せて維持管理、見回り点検なども行っている。



## 第4章 避難方法

### 1. 避難方法の原則

多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞の恐れが高いことから、避難方法は原則「徒歩」とする。

ただし、徒歩での避難が困難な避難行動要支援者とその支援者については、自動車避難を容認する。

また、新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由に、やむを得ず自家用車で避難をする場合は交通渋滞を回避するため、大槌川及び小槌川の上流にある避難施設（旧金沢小、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地等）に限り、自動車避難を容認することとする。

## 2. 本町において徹底すべき避難方法に対する考え方

### <基本前提とすべき事項>

津波避難の考え方	説明
○揺れによる避難の徹底	強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに高台等の安全な場所に避難することを徹底する。
○津波警報等による避難の徹底	津波警報等を見聞きしたら必ず避難することを徹底する。 また、明治三陸地震津波やチリ地震津波など大きな揺れが無くとも津波が来襲した経験を踏まえ、津波警報や町からの避難指示に従い避難することを徹底する。

### <心構え>

津波避難の考え方	説明
○地震の揺れで津波避難を失念しない	国土交通省の東日本大震災の避難実態調査では、地震による大きな揺れのショックで茫然となり、外に出て様子を見たり、家族・近所の方と話し込んだりして、直ちに避難行動に至らないケースが発生した。 強い揺れがあったら避難することを失念しないような心構えを持つことを徹底する。
○揺れ後の過剰な情報収集行動を控える	国土交通省の東日本大震災の避難実態調査では、地震後に、テレビ・ラジオ、防災行政無線から津波情報を収集したり、家族・知人・近所の方と情報交換するなどの、情報収集行動が避難行動を遅らせている可能性が把握された。 強い揺れや長い時間の揺れを感じたときは、まずは直ちに高台へ避難することを徹底する。
○津波浸水想定や過去の津波経験にとらわれない	東日本大震災では、津波浸水想定や過去の津波経験に基づき、津波はここまで来ないという認識のもと、適切な避難を行わず被害にあったケースが発生した。 安全な高台等へ避難するとともに、地域において津波避難場所を定める場合は、万一、想定や経験を超えた場合でも、さらに高台へ逃れられる場所を確認しておく。

<避難行動>

津波避難の考え方	説明
<p>○地震後に不要不急の移動をしない</p> <p>○自動車避難では津波によって浸水するおそれのある地域の通行を控える</p>	<p>国土交通省の東日本大震災の避難実態調査では、地震時にいた場所から自動車で長距離を移動している行動が把握されている。</p> <p>また、地震後に自動車で、津波によって浸水するおそれのある地域を通過し、地区間を越えて長距離を移動するような行動が多数確認された。</p> <p>このような避難は避難者自身の命を危険に晒すだけでなく、他の避難者の避難移動を阻害しかねない。このため、高台までの最短のルートでの避難を徹底する。</p>
<p>○幹線道路を横断する避難経路では早期の避難開始を行う</p>	<p>本町では、沿岸部に沿って幹線道路が配置されているため、沿岸部からこの幹線道路を横断して高台等に向かう避難経路が多い。東日本大震災では、これらの幹線道路の車両の通行が激しく、避難者の横断が困難となったことが把握されている。</p> <p>幹線道路を横断する避難経路を利用する場合は、当該道路の横断が困難となることも予期して、より早期に避難を開始する。</p> <p>また、町は、関係機関との協議により、これらの幹線道路の津波時の交通対策などについて検討する。</p>
<p>○極力自動車避難を控え、自動車避難の総量を減らす</p>	<p>本町では、東日本大震災津波時に、特に町方地区において著しい自動車の渋滞が起きたことが把握されている。</p> <p>交通容量は限られていることから、渋滞の発生を避けるため、避難行動要支援者など自動車でない避難できない方を除いて、極力、自動車避難を控えるとともに、避難行動要支援者の場合でも、乗合せなどにより、自動車避難の総量を減らす取組を推進する。</p>
<p>○自動車避難者のための避難経路・避難先を制限して指定する</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由に、やむを得ず自家用車で避難をする場合は交通渋滞を回避するため、大槌川及び小槌川の上流にある避難施設（旧金沢小、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地等）に限り、自動車避難を容認することとする。</p>
<p>○避難行動要支援者のための個別避難計画を策定する</p>	<p>自動車避難が必要な避難行動要支援者については、避難車両の確保や手配の可能性も含めた個別避難計画を策定する。</p>

## 第5章 動員計画

### 1. 配備基準

大槌町地域防災計画に定められている配備基準は下表のとおりである。

区分	配備基準	配備職員の範囲
警戒配備	ア 気象警報（地方海上警報を除く。）が発表される可能性が高い時、又は発表された時で、避難所開設を行わないとき イ 沿岸南部地域で震度4以上を観測したとき ウ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、災害警戒本部長が必要と認めるとき エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒本部長が必要と認めるとき	① 防災対策課職員 及び総務課職員 ② 災害警戒本部長 指示職員
1号非常配備	ア 気象警報が発表され、町の広範囲に影響する大規模な災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止、住宅密集地における土砂災害等）が発生する可能性が高い、又は発生したとき イ 沿岸南部地域で震度5弱又は5強を観測した場合において災害対策本部長が必要と判断したとき ウ 避難情報を発令し、避難所を開設したとき エ その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	① 本部長 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 （避難所開設時は避難所運営職員）
1号津波非常配備	津波注意報が発表されたとき	① 本部長 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 ④ 避難所運営職員
2号非常配備	ア 大地震が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められるとき イ 沿岸南部地域で震度6弱以上を観測したとき ウ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき	全職員

- 本部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、他部の職員を指名することができる。

## 2. 職員の動員

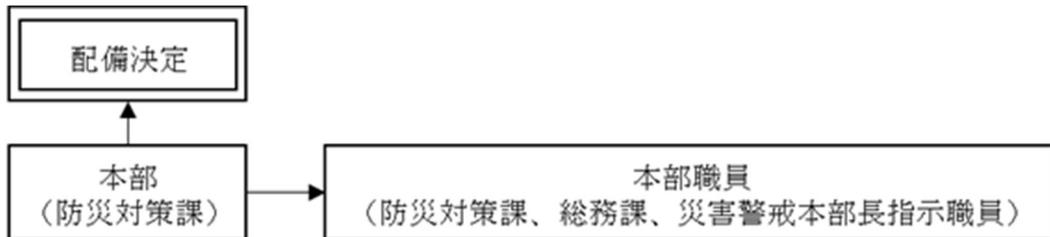
### (1) 動員の方法

職員は、津波注意報以上が発表された場合、又は岩手県沿岸南部地域で震度4以上の地震が観測された場合、配備基準に基づき、速やかに災害対応業務に従事するものとする。

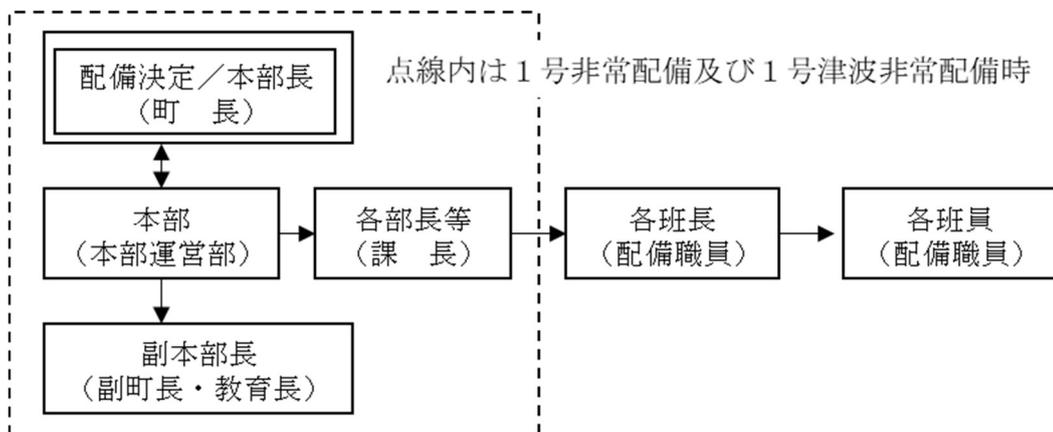
動員の方法は、大槌町災害時職員初動マニュアルに基づくものとし、連絡を待たずにただちに参集する、いわゆる自主参集による。

なお、連絡を要する場合は、下記の連絡系統により行うものとする。

#### ① 災害警戒本部



#### ② 災害対策本部



## (2)避難誘導に従事する者の安全確保

町は、避難広報や避難誘導等を行う消防団員、警察官、自治体職員、民生委員、自主防災組織の担当者等の安全確保について定める。

- 自らの命を守ることを一番の基本とする。
- 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備える。
- 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイム（事象発生から津波が到達するまでの時間）が限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する。

以上を踏まえ、本町では、以下の避難誘導等に従事する者の退避ルールを原則とする。

**避難誘導等に従事するものは、気象庁の発表する津波到達予想時間の少なくとも「15分前」には安全な高台に退避を完了する。**

### 【補足】

本町においては、東日本大震災により避難誘導に従事した者に人的被害が発生した教訓を踏まえ、本退避ルールを設定する。

本町においては、安渡地区や消防団において津波到達予想時間の15分前には避難誘導の従事者も退避を完了する取り決めがなされている。

また、東日本大震災で消防団員に人的被害が発生したことを踏まえ、全国の消防団に対して、総務省消防庁の平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」により、津波災害時の消防団活動・安全管理のための取組として、地域で想定される津波到達予想時刻をもとに、地域ごとに退避ルールの設定を求められており、これを避難誘導に従事する者一般について準用したものである。（次ページの【参考】を参照。）

【参考】：消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成24年3月）

<退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化>

■退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

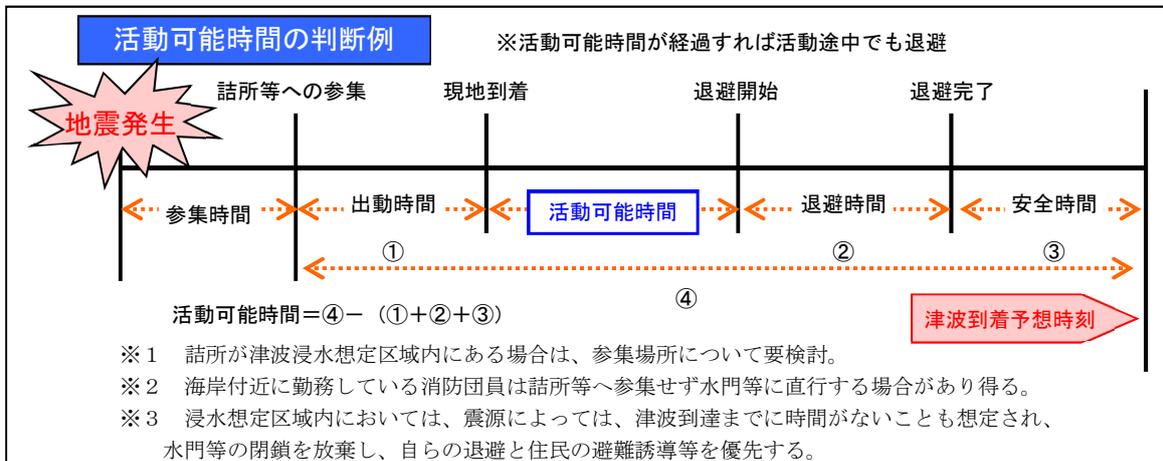
- 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
- 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進

■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

- 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
- 指揮命令系統（団指揮本部→分団長→団員）の確立指揮者の下、複数人で活動
- 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
- 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先
- 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避
- 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令
- 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令

■情報伝達手段の整備

- 退避命令を消防団員に伝達する手段については、複数の情報伝達手段について予め定めておき、各団員に情報伝達手段について周知を図る



## 第6章 津波情報等の収集・伝達

### 1. 津波情報の収集

#### (1) 気象庁等からの情報収集

##### ① 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波が高いところで 3 mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻き込まれる。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5 m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波が高いところで 1 mを超え、3 m 以下の場合。	3 m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波が高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

#### 【津波警報・注意報と避難のポイント】

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始する。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をする。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局地的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
- 津波は長い時間繰り返し襲ってくる。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続ける。

② 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

（\*1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引きの状況、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、後から来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で発表された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（\*2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引きの状況、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点毎に発表する。また、これら沖合の観

測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測地及び沿岸での推計値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を 発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### ③ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(2) その他の情報収集体制

① 津波警報等が発表される前で、津波発生のおそれがある段階

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ、ラジオ、インターネット、電話等により情報を収集する。

② 遠地地震や火山噴火等による津波発生のおそれがある段階

揺れを感じなくても、気象庁から津波警報等が発表される前であっても、津波の到達予想時刻等の情報が発表されることがあるので、ニュース等に常に留意し、気象庁の情報発表を得た場合は、テレビ、ラジオ、インターネット、電話等により情報を収集する。

2. 津波警報等の伝達体制

津波情報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）を受領した防災対策課長が、町長に報告するとともに、関係機関及び町民に伝達する。

(1) 関係機関への伝達方法

伝達責任者	伝達先	伝達方法	
		勤務時間内	勤務時間外
防災対策課	各課	庁内放送 電話	各課長へ電話

(2) 町民等への伝達方法

伝達責任者	伝達先	伝達方法
防災対策課 (大槌消防署)	町民 町内滞在者	緊急速報メール、防災行政無線、いわてモバイルメール、LINE

(3) 防災行政無線の自動起動による放送内容

区分	サイレンパターン	音 声
大津波警報	3秒吹鳴－2秒休止の パターンを3回繰り返す	大津波警報。大津波警報。 ただちに高台に避難してください。
津波警報	5秒吹鳴－6秒休止の パターンを2回繰り返す	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は、高台に避難してください。
津波注意報	10秒吹鳴－2秒休止の パターンを2回繰り返す	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は、注意してください。

## 第7章 避難指示の発令

津波が発生し、又は発生するおそれがあり、避難が必要と認められる場合には、津波避難対象地区の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

### 1. 実施責任者

避難指示の発令は町長が行う。町長が行えない場合は、下記代行順位に従い、その者が実施する。

代行順位：町長→副町長→教育長→総務課長→防災対策課長

### 2. 発令基準

気象庁から岩手県沿岸に、津波警報等を発表したときは、発表と同時に避難対象地域の居住者等に対して、避難指示を発令する。

避難情報の種類	津波警報等の種類	避難対象地域
避難指示	大津波警報	最大クラスの津波浸水想定 の浸水域 (第3章 1 (2)で指定した 避難対象地域)
	津波警報	
	津波注意報	防潮堤外の地域

※遠地地震や火山噴火等による津波発生のおそれがあるときの対応

国外の遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、積雪や夜間など避難環境が厳しい状況を考慮するとともに、歩行困難者等の早期避難を促すために、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。また、国外での大規模噴火に伴い津波が発生する場合があるが、その際、気象庁は津波警報等及び「遠地地震に関する情報」の枠組みで発表することから、町は上述のとおり対応することとする。

※ 津波の避難情報は「避難指示」

津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水や土砂災害等と異なり、危険な地域から一刻も早く避難対象地域の外や津波避難ビル等へ立退き避難することが望ましいことから、町は「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令する。また、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に高まる災害ではないことから、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さない。

## 第8章 平時の津波防災教育・啓発

津波から命を守るために最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の避難意識を高めるために、「自らの命は自らが守る」という意識を持つことが大切である。

そのためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施することが必要であり、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発、教育を実施する。

### 1. 津波防災啓発の手段

- ① 防災教育の実施・・・学校における防災教育、避難体験等
- ② 防災講座の開催・・・講習会、シンポジウム、出前講座等
- ③ 防災訓練の実施・・・避難訓練等
- ④ マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等
- ⑤ 印刷物、ビデオ・・・パンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等
- ⑥ 津波啓発施設・・・おしゃっち震災伝承室

#### 11月5日「津波防災の日、世界津波の日」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、同年6月に津波対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「津波対策の推進に関する法律」が制定された。その中で、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるために、11月5日を「津波防災の日」とすることが定められた。さらに平成27年の国連総会では11月5日を「世界津波の日」とすることが採択され、津波防災の新たな取組みが始まった。

### 2. 津波防災啓発の内容

- ①過去の津波被害記録の伝承・・・古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害の記録（生きた証、生きる証、大槌町職員など）
- ②津波の発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
- ③ハザードマップ・・・津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図、マップはあくまで『想定』であることの周知
- ④津波避難計画の内容・・・大津波警報・津波警報、津波注意報・津波予報の伝達、避難指示、緊急避難場所や避難路等の確認と更新
- ⑤日頃の備えの重要性・・・訓練参加、所在地（家庭、学校、勤務先等）毎の緊急避難場所の確認、家庭内で安否確認方法を共有、

自宅内防災対策（家具の耐震固定等）等

- ⑥行政による防災対応の限界・・・近地地震の場合など、避難指示を発令することが非常に困難となる状況があることと共に、住民自らが避難行動を起こす必要がある事等

### 3. 津波防災啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、自治会、町内会、婦人会等）、事業所等において実施する。

また、地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要である。町は、消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

## 第9章 避難訓練

訓練により、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘（陸上に設けてある、堤防の役割を果たす門扉）等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。

津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施する。

### 1. 避難訓練の実施体制・参加者

#### (1)実施体制

町は、住民各位、各家庭、各地区自主防災会等住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の施設・宿泊施設の管理者、各種事業所等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

#### (2)参加者

町は、住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加対象者を検討する。

### 2. 訓練の内容等

町は津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、実施時期についても、夜間や異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場でもある。

また、訓練結果は検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していく。

一方で、参加しやすい日時を設定する、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も行う。

訓練内容については、次のような事項が考えられる。

(1)大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達

町は、初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

(2)津波避難訓練

訓練では、避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等を避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により懐中電灯等の持出品の確認も必要である。また、（津波以外の災害を想定した）海岸の近くにある避難所が津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る（「緊急避難場所」と「避難所」の区別）。

(3)陸閘・水門操作訓練

陸閘・水門は、それを管理する関係機関と町、消防署、消防団が一堂に会して訓練を行い、操作の確認のみならず、意思疎通の確認等も行うものとする。

(4)津波監視・観測訓練

町は、水門の監視用カメラ、河川の監視カメラの活用や津波観測期間の観測結果の把握・理解を通じて、応急対策の活用等について訓練を実施する。

## 第10章 要配慮者の避難支援

要配慮者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時において特に配慮が必要なものをいい、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下、避難行動要支援者という）への避難対策は次の点に留意する必要がある。

避難行動要支援者の例	必要とする支援
視聴覚障がい者、外国人、子ども等	情報面 ⇒情報を入手するための支援
視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児等	行動面 ⇒避難行動をとるための支援
観光客、外国人、一時滞在者等	地理情報に不案内 ⇒地理情報を入手するための支援

### 1. 情報を入手するための支援

防災行政無線や広報車で伝達する場合、予め平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、津波注意報や警報発表の際のサイレン音についても啓発を行う。

### 2. 避難行動をとるための支援

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。

また、津波の到達時間、高さ、建物の耐震性、安全な指定緊急避難場所までの距離等にもよるが、無理をして立退き避難をするよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難する垂直避難をした方が安全な場合も考えられる。住民が自らの命を守るための支援として、避難の手段について、町は普及啓発に努める。

### 3. 地理情報を入手するための支援

観光客等、地理に不案内な来訪者等への津波対策として、町及び防災関係機関、観光関係事業者等は、避難誘導標識や津波避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。また、外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safty tips」<sup>※</sup>等の周知を商工会・観光協会を通じて行うものとする。

※ 観光庁監修の災害情報提供アプリで、国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できるほか、避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報

を収集できるリンク集等を提供している。言語は 14 か国語 15 言語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語）に対応している。

<災害時に便利なアプリとWEB サイト（多言語）>

<https://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>

#### 4. 施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定し、訓練を行う。町は助言等を通じて必要な支援を行う。

#### 5. 避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法を定める個別避難計画を策定するよう努める。個別避難計画では、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、支援方法、避難先を決めておくなどの具体的な計画を策定するよう努める。個別避難計画の策定にあたっては、町の防災部局と福祉部局が連携するとともに、自治会や自主防災組織、また民生委員や社会福祉協議会、福祉事業者等の協力を得て策定する。

## 第11章 その他の留意点

### 1. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

#### (1) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、防災行政無線やエリアメール等による情報取得に努めるとともに、利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定める。

また、町は、屋外にいる人に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン等により伝達するとともに、観光客、釣り客等が集まる場所への情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備する。なお、海水浴場で遊泳中の方は波音や風でサイレン等の音が聞き取りにくいいため、海水浴場の管理者は放送設備等で避難を呼び掛けるほか、津波フラッグを用いて視覚的に情報を知らせるものとする。

#### (2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、原則として観光客等を緊急避難場所等へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、基準水位以上（津波浸水想定が設定されている場合）の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。従って、こうした施設の管理者等は、町や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。また、町や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみで計画策定を行う。

#### (3) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

町は、観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔、津波浸水想定区域、具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置を行う。

#### (4) イベント開催時の避難対策

イベントの際には多数の来場者が見込まれるため、主催者等は、あらかじめ情報の伝達方法、避難経路、避難誘導方法を定めておくものとする。町は、情報伝達や避難誘導について十分な対策を実施するよう主催者等に対して要請するほか、関係機関と連携して混乱発生の防止に努める。

## (5) 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関、観光関係事業者等は、チラシや看板等あらゆる手段を活用し、次の事項について広報・周知を図る。特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネットなどを通じて入手する。
- ③ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- ④ 津波注意報でも、海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除までは気を緩めずに上記①から④の措置をとる。

## 2. 事業者の避難対策

### (1) 事業者の避難対策

浸水区域内及びその近隣の事業所にあつては、従業員及び来訪者等を緊急避難場所等へ避難させる必要がある。また、逃げ遅れた避難者が事業所内に避難してくることも考えられる。従って、施設の管理者等は、町や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。また、町や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみで計画策定を行う。

### (2) 津波減災啓発の実施

町は、事業所に対して津波減災啓発を実施し、事業所の防災力向上に努める。特に、事業所に対して、事業所に車で来ている従業員や来客について、津波警報等の後に、自宅に車で戻ろうとすることを特に抑制するよう啓発する。

## 3. 地域における津波避難計画の今後の活用について

### (1) 地域の避難訓練での活用と検証・更新

住民意見を盛り込んだ避難目標地点、避難経路等についてマップ形式の地区別津波避難計画に取りまとめたが、これらは、今後、地域の避難訓練に活用するとともに内容の検証を重ねるとともに、地域の状況が大きく変わった際には記載を見直すなど、適切な更新を図りつつ、地域において安全な津波避難体制の強化を図るためのツールとして活用を図る。

## (2) 避難経路の整備及び維持管理

地域の避難目標地点や避難経路においては、草刈りなどの維持管理のための地域の協力体制の構築に努める。

## (3) 地域での勉強会等による地区津波避難計画の周知や地域における合意形成の支援

地区津波避難計画については、今後は、地域の避難訓練や地域の津波避難のための防災勉強会など防災啓発に活用しつつ周知を図るとともに、さらなる安全な避難目標地点、避難経路の確保に向けた検討に活用する。また、地域で選定された避難目標地点、避難経路について、地域内の合意形成の支援に努めるものとする。

## 4. 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合の対応

内閣府・気象庁は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域と想定震源域に影響を与えるエリアで、マグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合、この地震に伴い、今後 1 週間程度大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて高まっているという情報発信を行う。

これは、マグニチュード 9.0 を記録した平成 23 年の東北地方太平洋沖地震の 2 日前にマグニチュード 7.3 の先発地震が発生したことや、マグニチュード 8.5 を記録した昭和 38 年の択捉島南東沖地震の 18 時間前にマグニチュード 7.0 の先発地震が発生したことなどを踏まえたものである。

ただし、実際に大規模地震につながるのは 100 回に 1 回程度と頻度が低いことから、平時に比べるとマグニチュード 8.0 以上の地震発生の可能性は相対的に高まっているものの、後発の巨大地震が必ず発生するわけではないこと、また、日本海溝・千島海溝沿いでは、マグニチュード 7.0 以上の地震の発生頻度が比較的高いため、上記の基準に従うと概ね 2 年に 1 回の頻度で情報が発信されると想定されるものの、一人でも多くの「人命を救う」ための情報発信であること、などをしっかりと周知する必要があることについても言及している。

以上を踏まえ、今後、後発地震情報への注意を促す情報について、運用が開始された場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 町は、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたときは、町民に対し、続いて発生しうる大規模地震への注意の呼びかけを行うものとする。
- (2) 町は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について、国や県、防災関係機関等と連携を図りながら、平時より周知を行うものとする。その際、後発地震注意情報は大規模地震の予知情報ではなく、通常よりも発生可能性が高まっていることの注意を促す情報であり、情報が出た場合には、慌てることなく、地震の備えを再確認するなどの留意事項について正しく周知を図るものとする。

- (3) 町民は、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された時は、日常の生活をしながらも、大規模地震が発生した場合に備え、迅速に避難するための準備を整えるものとする。

<準備の例>

- ① 揺れや地震に備える（家具の固定、避難場所等の確認等）
- ② 迅速な避難に備える（非常持出品の用意など直ぐに避難できる準備等）
- ③ 避難生活に備える（水・食料等の用意、連絡手段の確認等）

別紙1 指定避難所

No	施設名	住所
1	小鎚地区多目的集会所	大槌町小鎚 6-17-1
2	蕨打直集会所	大槌町小鎚 15-35-7
3	大槌高校	大槌町大槌 15-71-1
4	城山公園体育館	大槌町小鎚 32-126
5	白澤獅子踊伝承館	大槌町小鎚 20-80
6	吉里吉里学園小学部	大槌町吉里吉里 2-4-1
7	吉里吉里地区体育館	大槌町吉里吉里 1-1-1
8	吉祥寺三光殿	大槌町吉里吉里 4-4-7
9	波板交流促進センター	大槌町吉里吉里第 11-25
10	かみよ稲穂館（渋梨分館）	大槌町大槌 6-42
11	旧金沢小学校体育館	大槌町金沢 29-19
12	金沢地区生活改善センター	大槌町金沢 30-35-2
13	長井清流館（長井分館）	大槌町金沢 33-23
14	大槌学園	大槌町大槌 15-71-9
15	安渡分館・避難ホール	大槌町安渡 2-11-1
16	赤浜分館・多目的ホール	大槌町赤浜 2-2-35

別紙2 指定緊急避難場所

No	施設名	住所
1	桜木町裏山（避難階段登り口）	大槌町桜木町 14（裏山）
2	小鎚神社裏山	大槌町上町 2-16（裏山）
3	中央公民館	大槌町小鎚 32-126
4	大念寺裏山	大槌町上町 1-8（裏山）
5	蓮乗寺裏山	大槌町末広町 7-14
6	小枕高台（みはる公園）	大槌町小鎚 28（小枕・伸松地区防集宅地）
7	大槌稲荷神社（二渡神社）	大槌町安渡 2-8-1
8	大徳院	大槌町大槌 26-24
9	惣川高台	大槌町安渡 3-13（高台）
10	古学校高台	大槌町安渡 3-8-11（林道安渡赤浜線方面）
11	八幡神社境内	大槌町赤浜 2-2
12	赤浜 3 丁目高台	大槌町赤浜 3
13	吉里吉里学園小学部	大槌町吉里吉里 2-4-1
14	吉里吉里地区体育館	大槌町吉里吉里 1-1-1
15	集荷場裏山	大槌町吉里々々32 地割地内（シーニックライン方面）
16	花道児童公園	大槌町吉里吉里 4-2
17	門前（寺前）	大槌町吉里吉里 4-4
18	浪板交流促進センター	大槌町吉里々々11-25
19	孵化場裏山	大槌町大槌 14-133
20	大ケ口裏山	大槌町大槌 11（林道城山 2 号線方面）
21	迫又団地高台	大槌町大槌 15
22	旧小鎚第 21 仮設団地跡地	大槌町小鎚 26
23	旧小鎚小学校	大槌町小鎚 13-3
24	かみよ稲穂館（渋梨分館）	大槌町大槌 6-42
25	旧金沢小学校体育館	大槌町金沢 29-19
26	小鎚地区多目的集会所	大槌町小鎚 6-17-1
27	蕨打直集会所	大槌町小鎚 15-35-7
28	大槌高等学校	大槌町 15-71-1
29	白澤鹿子踊伝承館	大槌町小鎚 20 地割 80
30	吉祥寺三光殿	大槌町吉里吉里 4-4-7
31	金沢地区生活改善センター	大槌町金沢 30-35-2
32	長井清流館（長井分館）	大槌町金沢 33-23

33	大槌学園	大槌町大槌 15-71- 9
34	安渡分館・避難ホール	大槌町安渡 2-11- 1
35	赤浜分館・多目的ホール	大槌町赤浜 2- 2 -35
36	三陸沿岸道沿小槌第 2 トンネル電気管理スペース	大槌町大槌 14 地割
37	桜木町三陸沿岸道路避難スペース	大槌町桜木町 9 番地
38	花輪田集会所高台	大槌町小槌 26 地割
39	つつみこども園	大槌町吉里吉里 2- 2 - 3
40	らふたぁヒルズ	大槌町吉里々々29 地割 21-57
41	赤浜自治会館	大槌町赤浜 1- 3
42	(有) 後藤採鉱所事務所付近	大槌町大槌 12 地割 161
43	御社地町営住宅屋上	大槌町末広町 2-15
44	リサイクルセンター隣 仮設住宅跡地	大槌町小槌第 1 7 地割字曾根 48 番他